

令和8年度川口市若年者定住就労促進家賃補助金 補助対象期間について

令和7年10月から令和8年9月に採用された（勤務先の変更含む）方の補助対象期間は、以下のとおりです。

なお、勤務先を変更した方は、補助金申請時の勤務先での在籍期間のみが対象となります。

○令和7年10月から令和8年8月に採用された方

採用日	補助対象期間
毎月の1日	採用された月から令和8年9月まで
毎月の2日以降	採用された翌月から令和8年9月まで

- (例) 令和7年10月1日採用 ⇒令和7年10月～令和8年9月までの12ヶ月が補助対象
令和7年10月2日採用 ⇒令和7年11月～令和8年9月までの11ヶ月が補助対象

○令和8年9月に採用された方

採用日	補助対象期間
9月1日	令和8年9月のみ（1か月）
9月2日以降	今年度の申請不可（対象外）